限定承認公告

本籍東京都千代田区岩本町一丁目九番地、最後の住所東京都中央区日本橋本町四丁目一二番一〇号　被相続人　亡　半澤　茂

右被相続人は平成二十八年十一月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年四月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

東京都文京区大塚五丁目六番一五号ワイビル四〇一新大塚いずみ法律事務所

相続財産管理人弁護士　保田　行雄

限定承認公告

本籍和歌山県海草郡紀美野町菅沢一三一番地、最後の住所兵庫県芦屋市若葉町二番二―一三三二号　被相続人　亡　中家　輝尚

右被相続人は平成二十八年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十一日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

兵庫県芦屋市若葉町二番二―一三三二号

相続財産管理人　中家　明子

合併公告及び新設分割公告

甲及び乙は平成二十九年七月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。甲は合併の効力発生日をもって商号をキヤノンファインテックニスカ株式会社に変更いたします。

また、甲は、新設分割により新設する福井キヤノンマテリアル株式会社（住所福井県福井市石橋町第二九号七三番地三）に対して、平成二十九年七月三日を効力発生日として甲の化成品事業部に属する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この合併及び会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十七日

掲載頁　一二三頁（号外第六十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第五十二号）

平成二十九年五月十九日

埼玉県三郷市中央一丁目一四番地一

（甲）キヤノンファインテック株式会社

代表取締役　吉武　純一

山梨県南巨摩郡富士川町小林四三〇番地一

（乙）ニスカ株式会社

代表取締役　上田　典由

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年四月二十七日開催の通常総会において、出資一口の金額を五万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月十九日

東京都目黒区中町二丁目四四番一二号

目黒建築協同組合

代表理事　山口　安雄

吸収分割公告及び合併公告

乙及び丙は吸収分割の方法により、乙が丙の総務サービス事業（但し、甲との間で締結した平成二十九年三月三十一日付の「社員サポートセンタ関連業務受託契約」に関するオンサイト業務を除く。）及び経理サービス事業に関する権利義務を承継し、丙がそれを承継させることにいたしました。

また、前述の会社分割の効力発生を条件として、甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました。

効力発生日は会社分割及び合併のいずれについても平成二十九年七月一日であり、甲及び乙は会社法第七九六条第二項に基づき、丙は合併につき同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割及び合併を決定しております。

この会社分割又は合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十二日

掲載頁　一〇八頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十一日

掲載頁　九十二頁（号外第一三七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　九十六頁（号外第一四〇号）

平成二十九年五月十九日

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

（甲）エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社

代表取締役　小椋　敏勝

東京都大田区大森北二丁目一番一号

（乙）株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本

代表取締役　星野　睦

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

（丙）株式会社ＮＴＴビジネスアソシエ・パートナーズ

代表取締役　後藤　広人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき優先資本金の額を金八千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年一月三十日付官報の号外第十八号九十一頁に掲載されています。

平成二十九年五月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

アールイーエフツー・インベストメンツ

特定目的会社　取締役　沼澤　勝義

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年一月二十六日

掲載頁　五十八頁（号外第十六号）

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十二日

掲載頁　一〇八頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十一日

掲載頁　九十二頁（号外第一三七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　九十六頁（号外第一四〇号）

平成二十九年五月十九日

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

（甲）エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社

代表取締役　小椋　敏勝

東京都大田区大森北二丁目一番一号

（乙）株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本

代表取締役　星野　睦

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

（丙）株式会社ＮＴＴビジネスアソシエ・パートナーズ

代表取締役　後藤　広人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月四日

掲載頁　六十二頁（号外第二一九号）

平成二十九年五月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

CDLHT Hanei特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月四日

掲載頁　六十二頁（号外第二一九号）

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目二番八号株式会社赤坂国際会計内　特定目的会社軽井沢

取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万三百四十口を消却して〇口とすることにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年六月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　特定目的会社軽井沢

取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少し、発行済優先出資一千八百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、九千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十四日

掲載頁　九十頁（号外第八十一号）

平成二十九年五月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平